

給付金請求における簡易請求範囲の拡大について

当社は、10 月 1 日より、入院や手術を受けられた際の給付金請求において、診断書を不要とする簡易請求の対象範囲を拡大しますのでお知らせします。これにより、より多くのお客さまが簡易請求をご利用いただけるようになり、診断書の取得にかかる費用や時間などのご負担を軽減することが可能となります。

＜ご提出いただく書類＞

診断書に代わり、以下の書類をご提出いただきます※。

- ・入院・手術状況申告書（ウェブによるご請求の場合は不要）
- ・診療明細書（コピー可）

※ 書類名は、医療機関により異なる場合があります
手術を受けていない場合は、入院費の領収書（コピー可）もしくは退院証明書（コピー可）でもお手続きいただけます

＜簡易請求条件＞

医療保険において、以下の条件に該当する場合、簡易請求でのご請求が可能です。（下線部：変更部分）

請求条件※1		変更前（～9 月 30 日）	変更後（10 月 1 日～）
入院日数※2	責任開始日（復活契約の場合は復活日）から 2 年以内の入院開始	14 日以内	14 日以内
	責任開始日（復活契約の場合は復活日）から 2 年経過後の入院開始	30 日以内	<u>60 日以内</u>
手術※3	手術日	責任開始日（復活契約の場合は復活日）から 2 年経過後の手術のみ可	<u>制限なし</u>
	手術回数	入院期間中 1 回のみ	入院期間中 1 回のみ
	手術種類	一部手術※4 は不可	<u>制限なし</u>
特約・特則		該当の特約・特則※5 の支払条件にあてはまらないこと	該当の特約・特則※5 の支払条件にあてはまらないこと
特定不担保条件、および特定疾病不担保条件適用期間中		不可	<u>可</u>

- ※1 簡易請求条件にあてはまる請求内容であるものの、支払査定上、当社が必要と判断する場合には、診断書のご提出をお願いすることがあります
ウェブ給付金請求サービスの場合には、別途利用条件があります
睡眠時無呼吸症候群によるご請求は、10 月 1 日より簡易請求対象外となります
- ※2 給付金請求時点でご退院済である必要があります（入院途中の場合、簡易請求はご利用いただけません）
- ※3 変更前（9 月 30 日以前）は、書面とウェブによるご請求で請求条件が異なります（上記はウェブでの請求条件を記載しています）
変更後は書面とウェブによる請求条件は共通となります
- ※4 60 日に 1 回の給付を制限とする手術、診断書の「手術種類欄・内容欄」により手術番号・支払可否の区別を要す手術、悪性新生物・上皮内新生物に対する手術とみなす手術
- ※5 先進医療給付金（先進医療一時金を含む）、三大疾病治療一時金、がん診断治療給付金、がん通院給付金、がん一時金、脳卒中一時金、急性心筋梗塞一時金、特定疾病保険料払込免除特則、心疾患一時金、脳血管疾患一時金、特定三疾病保険料払込免除特則、収入保障障害介護一時金

＜お問合せ窓口＞

保険金・給付金お問合せ窓口
フリーダイヤル 0120-506-053 《受付時間》月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

以 上